

# 宮園グループ 安全管理規程

# 宮園グループ 安全管理規程

【宮園自動車(株)・豊和自動車(株)・宮園バス(株)】

## 目次

### 第一章 総則

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、当グループの旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、営業所等における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 当グループ各社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定するとともに、事故発生件数の削減目標を別途策定する。

この削減目標は、必要に応じて見直し、継続的な改善を行う。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 安全管理者
  - 三 営業所長（センター長を含む）
  - 四 運行管理者（統括運行管理者を含む）
  - 五 整備管理者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、各安全管理者を統括し、安全管理者は安全統括管理者の命を受け指導監督を行う。
  - 3 営業所長は、輸送の安全の確保に関し、各運行管理者及び整備管理者を統括し、指導監督を行う。
  - 4 運行管理者及び整備管理者は、営業所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所各課を統括し、指導監督を行う。
  - 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役及び監査役またはそれに準ずる社員のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告・連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査責任者に内部監査を実施させ、その結果及び改善策等を社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、営業所長及び運行管理者・整備管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長及び安全統括管理者は、営業所長・運行管理者・整備管理者及び乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。



(事故、災害等に関する報告・連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告・連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、社長及び安全統括管理者または社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告・連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告・連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(安全マネジメント委員会)

第十五条 安全統括管理者、経営統括部長、事故防止・教育担当部会責任者及び事故処理担当部会責任者より構成された安全マネジメント委員会を設置する。

- 2 安全マネジメント委員会は、役員及び社員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全社員に周知徹底を行う。
- 3 安全マネジメント委員会は、1年に一度指導内容の効果について、評価を行う。  
評価の結果、事故件数の削減に効果が見られない場合は、更なる指導方法を検討し、目標の達成に向け努力する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十六条 安全統括管理者は、経営統括部長を内部監査責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に一回以上、適切な時期を定めて、内部監査規定・内部監査実施要領に基づき、輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 内部監査責任者は、前項の内部監査の結果を安全統括管理者に報告し、安全統括管理者は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十七条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や

改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

第十八条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度ホームページに掲載し、その他適切な方法により外部に対し公表する。

その他、輸送の安全に関する伝達体制及び組織体制、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、事故・災害等に関する報告・連絡体制、輸送の安全に関する教育及び研修計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれぞれに基づき講じた措置についても外部に公表するよう努める。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第十九条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策等の報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

#### (実施時期)

第二十条 本規程は平成28年01月08日から改訂実施する。

制定：平成18年10月01日

実施：平成18年10月01日

改訂：平成19年04月01日

改訂：平成21年02月21日

改訂：平成25年12月01日

改訂：平成28年01月08日